

令和7年6月26日

環境清掃部環境保全課

受動喫煙防止対策について

1 江東区たばこに関する基本方針(素案)に関するパブリックコメントの実施

(1) 概要

実施期間	令和7年4月1日(火)～22日(火)
周知方法	・区報(令和7年4月1日号)及び区SNSに概要を掲載 ・区ホームページに全文を掲載 ・こうとう情報ステーション(区役所2階情報公開コーナー)及び環境保全課窓口(防災センター6階)に全文を配架。
意見提出方法	区ホームページ(意見募集フォーム)・窓口・FAX・郵送

(2) 結果

① 意見提出者数

年代	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	合計
人数	1人	2人	14人	26人	7人	10人	2人	0人	62人

提出方法	ホームページ	窓口	FAX	郵送	合計
人数	61人	1人	0人	0人	62人

② 意見数

分類	件数	割合
1 策定の経緯	6件	7.7%
2 たばこに関する考え方	4件	5.1%
3 基本的な対策	6件	7.7%
4 具体的な取り組み	62件	79.5%
7 たばこに関する主な区の組織	0件	0%
合計	78件	100%

※ 分類5（パブリックコメント）・6（パブリックコメントで寄せられた意見と区の考え方）は方針内容ではないため省略。

※ 意見が複数の分類にわたるものもあり、意見提出者数と意見数は一致しない。

- (3) パブリックコメントで寄せられた意見と区の考え方
別紙1のとおり

2 江東区たばこに関する基本方針（案）

- (1) 全文は、別紙2のとおり。
(2) 素案からの主な変更点

頁	変更内容
18	一部、文言整理。
19	一部、文言整理。表「主な法令等の動き」の各法令を正式名称に変更。
20	一部、文言整理。
21	一部、文言整理。
22	一部、文言整理。
23	一部、箇条書きを表に変更。
24	一部、文言整理。
25	一部、文言整理。
26	5（パブリックコメントの実施結果）及び6（パブリックコメントの実施結果についての区の考え方）を削除。表「たばこに関する主な区の組織」を一部、文言整理。

3 今後のスケジュール（予定）

6月下旬 方針改訂

7月上旬 区報に方針の改訂について掲載

区ホームページに方針全文を掲載

4 今後の受動喫煙防止対策について

- (1) 禁煙重点地区の終日禁煙化について
別紙 3 のとおり
- (2) 指定公衆喫煙所維持管理助成について
別紙 4 のとおり

No.	意見の要旨	区の考え方
1	禁煙重点地区の指定時間を24時間化するとあるが、禁煙重点地区を指定していること自体がナンセンスだと思う。全区域禁煙にするのが普通ではないか。豊洲近辺は公園での堂々とした喫煙者は近年減ってはいるが、その分運河沿い等人目につかないところで喫煙する輩が後を絶たない。恐らく区外から来ている人間がほとんどで江東区は喫煙規制が緩いと感じていると思う。とても迷惑だ。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。
2	区内全域完全禁煙にすべきである。 区立公園の禁煙も罰則がなく、違反者が多い。区立公園の周囲の道路の禁煙も徹底すべき。 煙の漏れない公衆喫煙所を区内全域に整備し、そのみで喫煙を許すようにしないと、区内の受動喫煙被害は永遠になくならない。たばこ事業者にもたばこ販売責任があるので、喫煙所整備で金を出してもらうべき。 喫煙の違反行為には50万円以上の高額な罰金か、懲役刑を適用すべき。喫煙違反者を見つけたら、機動力のある警察に通報すれば対処してもらえるように制度を整備すべき。 江東区は、歩きただけのみ禁止し、立ち止まってる喫煙は現状野放しで、受動喫煙対策は何ら講じてこなかった。歩きただけさえも罰則がないため、違反者が多かった。 受動喫煙相談窓口（専用窓口）を開設してほしい。 「区長への手紙」で通報すると3回目以降の個別対応をしないというのはおかしいと思う。状況が変わっていないのだから、3回目以降も丁寧に対応すべきである。「区長への手紙」以外の相談、通報、意見の窓口をつくるべき。「区長への手紙」の運用は丁寧な個別対応と正反対。 厳格な指導、取り締まり、罰則適用を行うべきである。 たばこを吸われる方には、喫煙所マップで周知し、公衆喫煙所のみで喫煙することを義務化すべき。喫煙所設置経費補助金交付制度を設け、喫煙所整備を進めるべき。 喫煙者を減少させることは、区民の健康増進、医療費削減、受動喫煙被害減少にもつながる。禁煙外来受診助成制度を設けるべき。 江東区はたばこを吸わない人の目線で、喫煙問題の解決に取り組んでこなかったと思う。大いに反省してほしい。少なくとも、千代田区や渋谷区、大阪市レベルの罰則付きの区内全域禁煙の条例にしないと受動喫煙防止という意味では無意味なことになる。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 喫煙行為に対しては罰則で規制するだけでなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も上げていくことが大切であり、区立公園及び児童遊園での喫煙行為に対しては、禁煙看板の設置による啓発、職員によるパトロールでの指導により、公園利用者の安全と安心を守るよう努めてまいります。 閉鎖型公衆喫煙所の整備は、民間事業者等との連携も含め、進めてまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 屋外における受動喫煙被害の相談等は、「区長への手紙」のほか、担当部署にて区ホームページ（問い合わせフォーム）・電話・FAX・窓口で受け付けており、現時点では、専用窓口を設ける予定はございません。なお、「区長への手紙」にて同一人から寄せられた同趣旨・類似の4回目以降の情報提供につきましては、回答は同内容となるため控えます（「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条第3項による）が、継続して個別に対策を講じております。 広く一般に利用可能な喫煙場所を掲載したMAPを作成・配布し、ルール遵守を促してまいります。 民間事業者による公衆喫煙所新設への助成は、制度設計に着手してまいります。
3	公的・準公的な場所における喫煙は全面禁止にすべきです。また、こうした場所における喫煙者に対しては、権限を付与された人々（例：シルバーボランティア）によって罰則・罰金を科すべきだと考えます。さらに、公的な場での喫煙以外に、喫煙そのものをなくすため、区が具体的な行動を起こすことを強く望みます。 すでに禁煙先進国や近隣区には、（準）公的場での喫煙や負のマナーに対し強いメッセージを送り、罰金を科すなど、先進的な取り組みを実装している実態があります。江東区はこうした先進の国や自治体に後塵を拝している実態を反省し、「昭和」の反復による行政を改め、エビデンスに依拠した先進的思考と社会正義実現のための実践へと方針を転換すべきだと考えます。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。
4	努力義務(罰則なし)で追加をお願いします。 1.マンションなど集合住宅において、ベランダ・バルコニーなどでの喫煙は、望まない受動喫煙のおそれや、洗濯物などへの汚染の被害のおそれがあります。喫煙者は、近隣住民などへの望まない受動喫煙の防止に努めること。 2.公共の道路、公園などに接する建物や敷地などでの喫煙は、望まない受動喫煙のおそれがあります。喫煙者は、近隣住民、通行人などへの望まない受動喫煙の防止に努めること。 希望いたします。	受動喫煙防止の配慮義務につきましては、区民等の責務として「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（第4条第2項）」に定めております。今後の条例改正において、私有地内で喫煙する際も周囲に配慮しなければならない旨、わかりやすい表現となるよう検討してまいります。

5	隣が換気扇のしたで喫煙してます。副流煙が我が家に入ってきます。何回も、注意したのですが、法律を責に止めません、大変悩んでいます。喫煙所の設立を、おねがいします。	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
6	タバコに関する基本方針改定素案の内、閉鎖型喫煙所の整備につきましては、特に力を入れていただきたい項目です。 先に結論を申し上げますと、西大島駅A4出口の江東区区民センターの、未使用地に喫煙所を設置していただくと、近隣地域での路上喫煙所およびポイ捨てがかなり改善すると考えております。具体的には、区民センターの明治通り側、バス停のところにあり、通り抜けができる歩道がある場所です。この場所は、本来は通り抜けが禁止されている場所ですが、皆、通り抜けをしております。しかし、実際、この場所は必要なのか、もっと他に活用法があるのではないかと、以前より思っております。この場所を活用すれば、広い閉鎖型喫煙所を設置することができると思いますが、西大島駅周辺の、路上喫煙及びポイ捨てもかなり減少するのではないかと考えております。 江東区の喫煙ルール、マナーの徹底、及び、閉鎖型喫煙所の設置に期待しております。	当該用地は自転車駐車場となっておりますので、閉鎖型公衆喫煙所の新設は難しい状況ですが、総合区民センター大規模改修の機会を捉える等、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。なお、現時点では総合区民センター敷地内に公衆喫煙所を整備する予定はありません。
7	しっかり検討していただきありがとうございます。 家の周りで毎日のように喫煙とポイ捨てが多いです。特に歩きタバコと車に乗っている人が駐車して喫煙してポイ捨てがあります。注意すると反対に文句を言われ、注意しにくいです。火災にあっていることもあり心配です。 禁止の徹底は難しいと思います。でも罰則規定は低減に少しでも寄与すると思います。ということで、次の項目を検討していただけるとありがたいです。 1.区内全域で罰則の適用(ポイ捨て、喫煙) 2.罰則内容の道路での掲示	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。罰則内容は、道路上に掲示いたします。
8	清澄公園に喫煙場所がなくなってからかえって、至る所で吸われていると感じたことがあった。子どもが生まれてからは公園の遊具のちかくのタバコのポイ捨てゴミが気になった。子ども家庭支援センターの児童館の入り口近くなどで喫煙している方もいて、子どもがいる場所の側での路上喫煙をやめさせるような掲示などができないか。	清澄公園は、東京都が管理する公園のため、いただいたご意見につきましては、関係部署にお伝えしました。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。
9	喫煙者は喫煙場所を与えてくれたらそこで喫煙します。規則や罰則ばかりではなく、喫煙場所の確保や整備にも配慮が必要です。	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
10	禁煙重点区域を定めるのではなく、「江東区全域で路上喫煙禁止」にしてほしいです。全国に先駆けてクリーンな区を目指すことで今よりさらに住みやすい街、住みたい街になるはず！と期待しています。 歩きタバコも路上喫煙も毎日見かけます。保育園のとなりの会社はエントランスで四六時中誰かがタバコを吸っている。自宅は「敷地内禁煙のマンション」なのに、一階の飲食店の外に灰皿があり受動喫煙させられている。ジョギング途中で路上喫煙者の煙を吸わされてしまい、瞬間的に息ができなくなったこともある。江東区は好きですが、この喫煙問題だけが唯一許せないことだと長年感じております。 「閉鎖型喫煙所へ移行」とありましたが大賛成です。衝立は外に煙が流れて何の意味もないので。そしてマナーの悪い人はそもそもルールを守らないので、高額な罰金で痛い思いをする以外に意識はできません。 喫煙所以外は全域禁煙にし、違反したら罰金くらいしなないと快適な分煙社会なんて実現できないと思っています。クリーンな区を目指して、ぜひこれからも住み続けたいと思える江東区にしてください！	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 私有地内での喫煙につきましても、周囲への受動喫煙防止の配慮義務がありますので、強制力のある対応はできませんが、引き続き、施設管理者への周知等に取り組みまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、締め切り方法と併せて検討してまいります。

11	駅前で路上喫煙やポイ捨てをよく目にします。喫煙所の少なさが原因だと感じますので、駅前のわかりやすい場所に喫煙所を設置してほしいです。(できれば紙巻たばこはクサイので加熱式専用にしてももらえれば嬉しいです。)	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
12	公園内での喫煙やタバコごみのポイ捨てが目立つ。もっと厳しい罰則をつけて欲しい。	喫煙行為に対しては罰則で規制するだけではなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も上げていくことが大切であり、区立公園及び児童遊園での喫煙行為に対しては、禁煙看板の設置による啓発、職員によるパトロールでの指導により、公園利用者の安全と安心を守るよう努めてまいります。
13	区報によるたばこに関する基本方針改定素案では、条例という点から強制力がないのか歩行喫煙等で注意喚起をしているところを一度も見ることがない。また、公園や塩の道ベンチ等で飲酒・喫煙によるゴミ放置をよく見かける。幼児・児童が歩いているもたばこを持つ手がこどもの目線で危ないなどの強制力や具体案はどのようにされるのか記載されるのか。他、外国人の多く方の（特に男性）受動喫煙が目立ちますが、外国人に向けての対策も必要だと思いますし、UR敷地内や店舗敷地内での喫煙対策についても具体案をお示し頂きたい。	歩行喫煙等につきましては、パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為の是正・中止を指導しています。違反行為が見受けられる場所がありましたら、情報提供いただければ幸いです。 公園や塩の道等の喫煙者が多く集まる箇所につきましては、職員によるパトロールや看板掲示による喫煙マナーの啓発等を行ってまいります。 罰則や指導に関する詳細は、本方針ではなく条例等により定めてまいります。 外国人への周知は、多言語対応の啓発物等を活用して今後も取り組んでまいります。 私有地内での喫煙につきましても、周囲への受動喫煙防止の配慮義務がありますので、強制力のある対応はできませんが、引き続き、施設管理者への周知等に取り組んでまいります。
14	賛成です。現在、歩きながら喫煙禁止となっておりますが、路上喫煙禁止は区内全域としていただきたいです。副流煙等、子供に対しても路上への吸い殻のポイ捨てがあり、適切ではありません。江東区を住みやすい街とするなら重点地域ではなく、区内全域とすべきです。よろしくお願いします。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。
15	4-(4)(5)の啓発、対応ですが取組が具体的に記されておらず、受け身に読み解けます。江東区は元気な高齢者も多く、歩きタバコやポイ捨ての多くは高齢の方と(目撃して)感じております。視野が狭くなると運転の危険は社会問題ですが、路上喫煙もかなり危なく、こどもとの接触、行列での喫煙、他人の庭、家財へのポイ捨ては意識なくしているのではと疑わしい場面を何度も目撃しております。年齢差別になるかもしれませんが、意識が低いと思われる高齢者、高齢者が集う施設、などへの啓発も盛り込んでいただきたいと存じます。自身も敷地内、花壇にポイ捨てされ火事の危険を感じており、取締もできるだけしていただきたいですが啓発にこそ長期的にみて効果があると思いますので、何卒よろしくお願いします。	一部の喫煙者による心ないルール違反がなくならない現状があります。高齢者に限定した表記の追記はしませんが、ご意見を踏まえ、広く啓発活動に取り組んでまいります。
16	罰則付きで区内全域完全禁煙にして、受動喫煙を完全に防止すべき。 禁煙重点地区は、特に禁煙取り締まりを強化するエリアとして監視カメラももうけて、喫煙を監視、取り締まりするのはよいが、それ以外はたばこ吸いたい放題とするのはおかしい。違反者は区のホームページで顔写真公開するとよい。たばこ利権優勢の政策を改めるべき。 タクシー運転手の路上喫煙が目立ち迷惑。条例で、区内全域タクシー運転手の禁煙を定めてほしい。タクシー事業者、タクシー運転手への取り締まり、指導も強化して欲しい。 バイク、自転車乗車中の禁煙を徹底して欲しい。バイク、自転車乗車中の禁煙を周知徹底し、取り締まりを強化して欲しい。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 規制の対象は特定の事業者に限りませんので、条例においてタクシー事業者等に限定した表記はしませんが、引き続き、指導等、個別に対応してまいります。 自転車等による移動中の禁煙につきましては、周知を徹底し、警察とも連携しながら対応してまいります。

17	路上タバコ、ポイ捨て、歩きタバコとにかくマナーが悪い。 公園内も喫煙禁止って書いてあるのに堂々と吸っている。 もう外での喫煙は全面禁煙にさせていただき、罰則なども強化して欲しい。禁止エリアで吸ってたら通報していいとかにして欲しいくらい、そのくらい嫌です。 きっと喫煙できる場所がないからだと思うので、喫煙ボックスなどをつくるなどしてみるのはどうでしょう。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 公園内の喫煙につきましては、ご意見を踏まえ、一層のルールの周知と注意喚起を行ってまいります。
18	路上喫煙も覚醒剤やコカイン並みに取り締まるべき。臭いが迷惑だし、健康被害で莫大な医療費損失。社会の害悪。 区内全域で完全に喫煙禁止するのは受動喫煙防止の観点から、千代田区同様に必須。 歩きただけでなく路上喫煙も区内全域で罰則をもうけて禁止すべき。 喫煙は喫煙所だけで認めればよい。たばこ税で喫煙所を区内全域で整備して分煙を徹底すべき。 路上喫煙は機動力のある警察にも取り締まりを担当してもらうべき。 公開敷地や広場などすべての公共スペースを禁煙にすべき。 すべての通学路を禁煙にして、子どもを受動喫煙から守るべき。 限定的な禁煙重点地区だけ禁煙にして、ほかのところの受動喫煙を放置するのは行政の責任放棄だと思う。 路上喫煙には重い罰則を儲けてほしい。 公園、公園周囲の路上喫煙にも罰則をもうけてほしい。 禁煙重点地区や公園には、喫煙違反者を監視する防犯カメラを設置して、違反者の画像を江東区ホームページで公開すると抑止力になるのでは。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 喫煙行為に対しては罰則で規制するだけでなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も上げていくことが大切であり、区立公園及び児童遊園での喫煙行為に対しては、禁煙看板の設置による啓発、職員によるパトロールでの指導により、公園利用者の安全と安心を守るよう努めてまいります。
19	賛成。少しでも早く規制を強化して欲しい。公園で禁煙の看板がある目の前で、こどもがいても関係なくタバコを吸う人が非常に多い。公園に公衆トイレがある場合、トイレを利用するタクシー運転手などが、公園前に駐車して道路上でタバコを吸う場面も多く見受けられる。禁煙区域ではないかと思うが公園近辺は配慮いただきたい。	各施策に順次着手してまいります。 公園内の喫煙につきましては、ご意見を踏まえ、一層のルールの周知と注意喚起を行ってまいります。
20	路上等での喫煙に罰則金支払いを命じていただきたいです。 その上で、路上喫煙者の多い所(煙草のポイ捨てが多い所)に、「路上喫煙者を見つけたらこちらに通報を！」と通報先のHPに飛ぶQRコードの書かれた看板を置いていただきたいです。実際に捜査等をしなくとも、路上喫煙をしようとする人をドキッとさせることで、抑止力に繋がると思います。	罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。
21	受動喫煙も問題だが歩きタバコ禁止エリアでの歩きタバコもまだ見受けられる。 印刷屋の従業員による排水口への吸い殻ポイ捨てを見かけたのでその会社には申し出た。 反対側のビルの1階には歩道に向けて囲いもなく喫煙所がある。喫煙所を設けるには換気の装置付きの部屋を作っていただきたい。受動喫煙もだが匂いもキツくタバコを吸わない人間には忍耐を伴っている。ビルも1階に喫煙所があるが臭いが漏れない工夫を義務付けて欲しい。ニコチン中毒の改善にも方策を練ってほしい。	歩行喫煙等につきましては、パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為の是正・中止を指導しています。違反行為が見受けられる場所がありましたら、情報提供いただければ幸いです。 私有地内での喫煙につきましても、周囲への受動喫煙防止の配慮義務がありますので、強制力のある対応はできませんが、引き続き、施設管理者への周知等に取り組んでまいります。 ニコチン依存症治療に保険が適用される区内の医療機関をまとめたリーフレットを作成・配布しています。また、禁煙を希望する区民への支援施策として、令和2年度より禁煙外来治療費の一部助成事業を実施しています。引き続き喫煙率の減少に取り組んでまいります。

22	私も喫煙者ではありますが、歩きタバコ・ポイ捨てが未だに後を絶ちません。分煙化・喫煙所の整備はいち喫煙者としては有難いと思っています。しかし時間もかかると思いますので、まずは非喫煙者の方々にとってのタバコに対する嫌悪感の改善のため、歩きタバコ・ポイ捨てを無くすための抑止力として、罰則の強化をお願いできればと考えております。例えば、罰金3万円または氏名の公表（2択のみで、例外無し）です。痛みがないと結局は同じことを繰り返すと考え、上記案としております。特に、長年吸われている高齢者にとっては、タバコはどこでも吸えるのが当たり前の時代があったからこそ、昨今の状況に従わない方もいらっしゃるのではと推察しております。高齢者の場合はお金が無いことを理由に罰金を支払わない可能性もあるため、氏名の公表を代替措置と致しました。 規制強化による抑止ではなく、周囲への配慮による対策で済めば良いと私は思っていますが、現実はそのようなことにとても残念に思っています。 ご検討のほど宜しくお願い致します。	罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 一部の喫煙者による心ないルール違反がなくなるという現状があります。引き続き、広く啓発活動に取り組んでまいります。
23	正直今の状況と変わらないな、と思いました。 現在、昔からあるタバコ屋さんの店先の灰皿に喫煙者の方が群がっています。彼らは路上で歩きながらの喫煙こそは行っていないですが、その煙は辺りにまき散らされています。それが例えばその店の敷地内であるなら、結局何が今後変わるのでしょうか。また、江東区は事業所も多いですが、その事業所も敷地内の道路脇を喫煙場所としているところも多いです。それは区として指導できますか？また、道端で立ち止まり、またはガードレールに座って喫煙している人もよく見かけます。歩行喫煙はしてませんので、恐らくお咎めなしなのでしょう。そして、清澄白河駅界隈は喫煙禁止の重点地区でしたでしょうか？通勤時間帯に何人もの方が歩行喫煙しているのを見かけますが、それを注意している区の方を一度も見たことがありません。 今後もきっと何も変わらないですよ？	私有地内での喫煙につきましても、周囲への受動喫煙防止の配慮義務がありますので、強制力のある対応はできませんが、引き続き、施設管理者への周知等に取り組んでまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。取り締まり強化と併せて進めてまいります。 歩行喫煙等につきましては、パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為の是正・中止を指導しています。違反行為が見受けられる場所がありましたら、情報提供いただければ幸いです。
24	喫煙者に優しい施策をお願いします。喫煙できる場所が減ってきており困っています。喫煙場所の増加、飲食店などの分煙（吸える店、吸えない店）を進めていただください。よろしくお願いします。	望まない受動喫煙がなくなることを目指し、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 広く一般に利用可能な喫煙場所を掲載したMAPの作成・配布を予定しております。 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の周知・啓発を引き続き継続してまいります。
25	東京都千代田区が公衆喫煙所の運営者に年額288万円を上限に補助し、開設場所の賃料も全額補助する。江東区も千代田区などと同様に公衆喫煙所の整備を進め、民間での整備に金銭的補助をし、積極的に喫煙所を区内全域に整備すべきである。受動喫煙防止のため、区内全域で完全な分煙社会をつくるべきである。 江東区も千代田区同様に、指定の公衆喫煙所以外は区内全域完全禁煙にすべきである。千代田区同様に、区内全域で厳しい喫煙取り締まり、指導を行い、千代田区同様の厳しい罰則を設けるべき。喫煙取り締まり員も大幅に増員し、24時間体制で監視、取り締まりをすべき。 千代田区なみの厳しさで、受動喫煙防止対策を徹底すべきである。江東区は喫煙者に甘すぎる。	民間事業者による公衆喫煙所新設整備への助成は、制度設計に着手してまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。

26	月1で京葉道路の清掃活動をしています。たばこのポイ捨てが本当にひどいです。これは、路上喫煙が多いからだと思います。ポイ捨ては罰金制などにしてポスターにしたり、駐輪禁止の監視員のよう に、ポイ捨て禁止の監視員があっても良いかと思います。歩きながらや自転車に乗りながら喫煙して いる人、バイクを止めて喫煙している人、歩行者は受動喫煙になります。道のポイ捨てがなくなれ ば、受動喫煙も少なくなくなると思いますので、何か対策をよろしくお願い致します。	禁煙重点地区の拡大や罰則の導入を進めてまいります。 歩行喫煙等につきましては、パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為の是正・中止を指導しています。違 反行為が見受けられる場所がありましたら、情報提供いただければ幸いです。
27	公の場所（公園、歩道、等々）は区民の健康を守るため全面禁煙するよう強く望みます。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保する かという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。
28	人通りの多い駅周辺の公道まで禁煙重点地区の規制エリア拡大を順次実施するとのことですが、これ では、人通りが少ない公道に移動しての喫煙を勧めているようなものです。人通りが少ないからと いって、一人当たりが吸い込む煙の量が減るわけではありません。「公共の場での受動喫煙防止を徹 底する」という考え方に立ち、千代田区や新宿区のように、区内全域での路上喫煙を禁止すべきで す。 罰則規定の導入に関して重要なのは、開始時期を周知して実際に実行に移すことです。 新たに屋外に設置する喫煙所は、すべて閉鎖型にし、外に煙が漏れ出さない設備を設置しないと意味 がありません。 公衆喫煙所の設置に関し、亀戸駅前公園での整備を希望します。朝の通勤時間帯など、どこまでが喫 煙所なのかわからないほど喫煙者があふれ、夜になると公園内で吸っている姿もよく見かけます。近 くの交番で勤務している方々の受動喫煙が心配になります。 受動喫煙が発生しない喫煙場所のある飲食店等について、「協力店等」として募集し登録の上、周知 するとのことですが、疑問があります。受動喫煙が発生しない喫煙場所を設置するのは、科学的にも 金銭的にも困難です。「分煙」と言いますが、完全に分煙できる設備が開発されたという話はまだ聞 きません。それなりの設備で済みますだけでも、かなりの資金がある店舗でないと無理です。外に煙が 漏れ出すような設備をもって「協力店」と認定し、お墨付きを与えることになるのではと危惧しま す。 受動喫煙防止対策の普及啓発に関し、お願いしたいことがあります。加熱式タバコも規制の対象であ るということです。渋谷区、品川区、千代田区では加熱式タバコの路上喫煙者に過料を設けていま す。規制対象ではありませんが、電子タバコもホルムアルデヒドなどの有害物質が検出されていて、 受動喫煙による健康被害の恐れがあるため、マナーを守っての喫煙を呼び掛けてもらいたいと思いま す。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保する かという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アン ケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 屋外に新設する喫煙所は、閉鎖型とします。 協力店につきましては、健康増進法の規定を満たした店舗を指定する方向で検討してまいります。 電子タバコの喫煙につきましても、マナーを守っての喫煙を呼び掛けてまいります。

29	特にお願いしたい要望は、 ・路上喫煙の禁止を区内全域に拡大 ・路上喫煙の過料を設定 ・過料はニュースになるくらいの高額に ・パトロール指導員や過料の徴収は民間に委託 わりと早目に推進出来そうな事は、 ・パトロール指導員は、自転車で巡回 ・「図書館の自宅での読書は禁煙で」の啓蒙活動の追加 ・小学校の警備員・区の施設の警備員の非喫煙者の採用の推進を強く希望しています。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 基本方針の性質上、「図書館で借りた書籍を自宅で読む際は禁煙」というような限定的な追加表記はしませんが、ご意見を踏まえ、広く啓発活動に取り組んでまいります。 個人の嗜好品として喫煙する自由はあり、採用基準には言及しませんが、ルール・マナーの遵守を徹底してまいります。
30	私はたばこをすいません、分煙政策には賛成するが罰則の導入ありきに見える。 喫煙所の整備を先にするべきである。 禁煙エリアに喫煙所を整備したうえで、「ここはダメだけどここなら良いですよ」と誘導して、その後どうなったか調査してそれでも減らなければ初めて罰則の導入になる。 ちゃんと順番をちゃんと守った方が良いと思う、まずは喫煙所の整備が先である。 また、区には多額のたばこ税が入っているはずなのに一方的に罰則を導入すればその税金は他区に流れてしまう。 このままの基本方針には反対である。 もう少し喫煙者や事業者の意見も聞くべきである。 お互いが納得する改正がされれば賛成する。	民間事業者等の活用を含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 なお、一部の喫煙者による心ないルール違反がなくなるという現状を踏まえ、喫煙場所の整備と罰則の導入は、どちらが先ということではなく、併せて進めていくべきものと考えております。
31	①（２）に「エ 民間事業者との連携・活用」は言及があるが、「東京都政との連携」がない。江東区には、猿江恩賜公園、木場公園、亀戸中央公園他、都営の大公園があるが、今だ禁煙となっていない。これだけの広大なエリアが「治外法権」のようにになっている現状がある。江東区に立地し利用者の多くが江東区民である以上、東京都にも連携（江東区との歩調合せ）をしてもらう必要がある。 ②規制強化は歓迎するが、注意を受けた場合に従わない・反発する行為（いわゆる逆切れ）にこそ罰則を設けて欲しい。迷惑行為があれば遠慮なく注意し合える社会にしない限り、規制を強化したところで見て見ぬふりは続くだろう。 ③家庭でのこどもの受動喫煙については、敢えて言及を避けているのだけれど、かなり重要な問題である（難しい問題ではあるが）。	4(5)「丁寧な個別対応の取り組み」に含まれるものと考えております。都立公園の管理運営に関して強制力のある対応はできませんが、施設管理者との協議や本方針内容の周知等に取り組んでまいります。 罰則の内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」では受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、こどもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなど、都民の責務に関する規定を設けています。区においても受動喫煙による健康への悪影響に関する啓発を行っておりますが、家庭内でもこどもに受動喫煙を生じさせないよう、引き続き啓発してまいります。
32	歩きタバコ撲滅に向け、罰金制度等の導入を行なっていただきたいです。	喫煙場所整備と併せて進むべきものと考えており、罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。
33	取り組みの2番目と3番目を逆にしてほしい。 まず3番目の喫煙所の設置をしてから、2番目の罰金制度を設けてほしい。 また喫煙所の設置場所は各コンビニであれば助かります。	一部の喫煙者による心ないルール違反がなくなるという現状を踏まえ、喫煙場所の整備と罰則の導入は、どちらが先ということではなく、併せて進めていくべきものと考えております。 民間事業者等も活用しつつ、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。

34	江東区役所からすべての喫煙所をなくすべきである。 江東区議会棟に、事実上区議会議員専用の喫煙室があるが税金の無駄遣いである。議員の喫煙・たばこ利権を重視するのはおかしい。 23区内の議会で喫煙室があるのは江東区だけ。江東区議会の実上議員専用の喫煙室は廃止すべき。 バイク・自転車乗車中の喫煙行為は大変危険、迷惑なので、罰則を設け、警察と連携し、厳しく指導、取り締まりしてほしい。自転車・バイク乗車中の喫煙が禁止であることを周知してほしい。 歩きただけ、区内全域で禁止しても受動喫煙防止にはまったくならない。区内全域路上（広場、公開敷地等公共空間含む）全面禁煙にし、罰則を設け、24時間体制で厳しく取り締まるべき。 ベンチでの喫煙、立ち止まってる喫煙も全面禁止すべき。 区内にたばこ税と寄付で煙の漏れない喫煙所を多数整備し、そこに誘導し、それ以外は完全禁煙にして完全分煙社会を実現すべき。 子どもの前で喫煙する行為は子どもへの虐待である。家庭など私的空間、公共空間、公道、公園、公開敷地、全通学路含め、子どもに受動喫煙させる行為を罰則付きで禁止し、子どもを受動喫煙から完全に守るべき。 他人に受動喫煙させる行為は健康への被害を与えるので、傷害罪や殺人未遂罪等に該当する可能性がある。受動喫煙による健康被害に対し厳しい罰則を適用すべき。取り締まりを強化すべき。 区内全域24時間完全禁煙にすべき。「禁煙重点地区」のみ禁煙というのはまったくナンセンスだと思う。千代田区や渋谷区などのようになぜ区内全域禁煙にできないのか。たばこ利権重視ではないか。区民を受動喫煙から守る視点が全くない。	喫煙所が区役所利用者のみならず区役所周辺の方にも広く利用されていることから、区役所内に喫煙所を設置しないことにつきましては、区役所敷地内及び区役所周辺においてたばこのポイ捨てや囁れ喫煙等が発生する恐れがあり、区役所内の管理をしていく上で秩序保持・清潔保持等について課題が生じると考えております。なお、区役所本庁舎内において、令和7年7月にトレーラー型の閉鎖型喫煙所の設置を予定しており、望まない受動喫煙が発生しないよう管理・運営してまいります。 議会棟は健康増進法に定める第二種の施設に分類され、屋内に完全に分煙化された喫煙専用室を設けることができることとなっております。本区議会棟内の喫煙室については、健康増進法の改正に伴って令和元年6月の議会運営委員会で協議した結果、存続することが決定されており、同年8月には排気能力の高い換気扇に取付け・取替え工事を行い、現在に至っております。マナーを守って喫煙することは個人の自由ではありますが、受動喫煙のリスクもあることから喫煙者に対しては今後も必要な声掛けを行ってまいります。 自転車等による移動中の喫煙禁止につきましては、周知を徹底し、警察とも連携しながら対応してまいります。禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」では受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、こどもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなど、都民の責務に関する規定を設けています。区においても受動喫煙による健康への悪影響に関する啓発を行っておりますが、家庭内でもこどもに受動喫煙を生じさせないように、引き続き啓発してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。
35	江東区たばこに関する基本方針改訂素案（案） 4 具体的な取り組み (3) 受動喫煙をなくす取り組み（健康に関する啓発・支援事業） ウ 受動喫煙防止対策の事業者支援事業 複数の従業員がいたり、一定以上の広さがあったり、喫煙専門店ではなくいわゆる普通の飲食店であるなど、明らかに都の基準を満たしていないと思われる飲食店が散見されます（門前仲町～木場～東陽町のあたりなど）。 必要以上に厳しくする必要はないと思いますが、しっかりとルールを守る事業者がいる一方で、やったもの勝ちやまじめに守る方が損というようなことにはならないようにした方がいいと思いますので、許可審査の厳格化や巡回・情報提供等に伴う日常的な確認や指導を強化した方がいいのではないのでしょうか。	屋内に喫煙場所を設置する場合には健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の規定する基準を遵守するよう引き続き啓発を進めてまいります。また、法・条例の施行から時間が経過していることから、新規出店の店舗等への巡回啓発・標識掲示確認等も進めてまいります。

36	店の脇の、川沿い遊歩道の入りロスペースのベンチ付近でタバコを吸う人々が増えて、もはや、子供を連れて散歩することなくなりました。 近隣のオフィスビルが全面禁煙になったり、吸う場所が無くなった人々が、公共の場所、特に川沿いの遊歩道やベンチなどで喫煙するケースが増えています。 吸い殻を川に捨てる者、ポイ捨てる者が後をたちません。企業はビルを禁煙にして対策しているつもりでも、その皺寄せは近隣住民にきており、頻繁に掃除しても、キリがありません。 以前も区のホームページから相談させていただきましたが、公園は全面禁煙となっていますが遊歩道は禁煙では無いとの事で、注意喚起レベルの看板を立てていただいておりますが、正直あまり効果がありません。 美しい水辺の町である深川、江東区にとって、遊歩道は大切な場所です。小さな子供たちも多く散歩する道が、喫煙所と化しているのは嘆かわしいばかりです。 この機会にぜひ、遊歩道および、橋の袂の休憩スペースなどの全面禁煙化を推進いただく事を切にお願い致します。	公園や散歩道につきましては、現場の状況を注視し、看板の設置位置や表現方法の見直し等による一層のルール周知と注意喚起を行い、環境改善に努めてまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。
37	区内の歩道や公園における喫煙により、近隣住民の受動喫煙被害が続いています。 区としては『江東区歩行喫煙等の防止に関する条例』により表面的な対策を謳っているものの、歩きタバコ禁止や時間指定のある禁煙重点地区の指定など、ほぼ効果のない骨抜き条例となっており、結果として受動喫煙被害が放置された状態になっています。 また、区内においても東京都管轄のエリアにおいては、区に改善要望を出しても東京都管轄ということで積極的に動かないということも発生しており、区と東京都の連携にも課題があります。管轄外だからやらないではなく、建設的に必要なステークホルダーを巻き込んで解決を実現する姿勢が必要です。 更に、追加の論点として、現在の江東区は日本人以外の住民や労働者も多く、日本人の伝統的価値観に基づく性善説は通用しなくなっています。 現実と向き合い、性悪説も視野に入れた対策が必要です。 受動喫煙被害のイシューについては、喫煙者の「喫煙したい欲望を満たしたい」という欲求の議論ではなく、喫煙者が他人に受動喫煙被害をもたらしている状況を改善するという、より優先されるべき健康被害問題です。 既に同じ東京都内の隣接区で実現されている政策・条例について、江東区で実現できない、又はしない理由は、もはやないのではないのでしょうか？	都有地内等における管理運営に関して強制力のある対応はできませんが、施設管理者との協議や本方針内容の周知等に取り組んでまいります。 他区の政策を参考にしつつ、望まない受動喫煙を防止するため、問題解決に取り組んでまいります。

38	豊洲三丁目公園は、禁煙のはずだが、夜間などにも喫煙違反者が多い。夜間にも区の職員を巡回、注意させるべき。 何の罰則もないのでは、違反者はなくなる。」「園内禁煙」の看板を立てただけで仕事をした気分になってはいけない。公園内禁煙には、厳しい罰則を設けるべき。機動力のある警察とも連携し、違反行為があった場合、警察に通報すれば対処してもらうよう連携してほしい。 公園内や路上などの受動喫煙問題が同一箇所です3回以上発生すると、「区長への手紙」だと3回目以降は個別回答、個別対応しないのはおかしい。丁寧な個別対応とは正反対の姿勢である。「区長への手紙」以外の方法で、受動喫煙問題の通報を受け付けるべき。世田谷区のように受動喫煙コールセンターを設置し、丁寧な個別対応をすべき。 豊洲運河や公開敷地を含め、公共空間はすべて禁煙にすべき。公開敷地での受動喫煙対策、禁煙表示を公開敷地管理者に条例で義務付けるべき。 24時間体制で喫煙を監視、指導、取り締まりすべき。 禁煙重点地区は、特に重点的に取り締まりを行うということならばあっていいが、それ以外の場所での喫煙を野放しにするのであれば断じて容認できない。区内全域完全禁煙にすべき。 喫煙所マップを作成し、喫煙者に周知すべき。受動喫煙を防ぐには指定された喫煙所以外完全禁煙にし、分煙にするしかない。千代田区などのように公金で喫煙所を整備すべき。 禁煙重点地区、公園には24時間体制の監視カメラ、防犯カメラを設置し、区役所で24時間体制でモニターし、喫煙違反者はペナルティーとして顔写真を区のホームページで公開すべき。抑止力になる。公園等の防犯力強化にもつながる。公園の防犯カメラ設置を徹底すべき。 外国人の喫煙違反者への指導、対策を強化すべき。 公園、路上の禁煙表示は最低、日本語、英語で行うべき。	豊洲三丁目公園につきましては、各時間帯における喫煙実態調査を実施し、その調査結果から、喫煙者数が増加する時間帯において定期的に職員による喫煙パトロールを実施しております。 喫煙行為に対しては罰則で規制するだけではなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も広げていくことが大切であり、区立公園及び児童遊園での喫煙行為に対しては、禁煙看板の設置による啓発、職員によるパトロールでの指導により、公園利用者の安全と安心を守るよう努めてまいります。 屋外における受動喫煙被害の相談等は、「区長への手紙」のほか、担当部署にて区ホームページ（問い合わせフォーム）・電話・FAX・窓口で受け付けており、現時点では、専用窓口を設ける予定はございません。なお、「区長への手紙」にて同一人から寄せられた同趣旨4回目以降の情報提供につきましては、回答は同内容となるため控えめ（「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条第3項による）が、継続して個別に対策を講じております。 公開空地内等における管理運営に関して強制力のある対応はできませんが、施設管理者との協議や本方針内容の周知等に取り組んでまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 公園内の防犯カメラにつきましては、施設の破損等、いたずらが多くみられる公衆便所を対象とし設置しております。現在、防犯カメラを設置していない公園につきましては、引き続き、施設の破損等いたずらの発生状況を注視し、設置の検討をしてまいります。禁煙表示につきましては、最低でも日本語、英語で表示いたします。 路上における外国人への周知は、多言語対応の表示や啓発物を活用して今後も取り組んでまいります。
39	喫煙不可エリアの拡大と罰金については再検討すべきと考えます。 まずはたばこ税を活用した喫煙場所整備を区として明確にしてからの判断を期待します。	一部の喫煙者による心ないルール違反がなくなる現状を踏まえ、禁煙重点地区の拡大と罰則の導入につきましては、受動喫煙防止の観点から取り組むべきものと考えております。 喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等も活用も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
40	現在の素案内容は及第点と認識。実態として歩きタバコをしている人や、禁煙エリア・時間帯でも喫煙している人はいる。また、以前より改善意見を提出しているが対応が遅いと感じている。段階的で構わないのでより厳格化、スピーディーな改訂を推進いただきたい。	改訂後の本方針に基づき、順次各施策を推進してまいります。
41	たばこに関しては厳しい条例や喫煙する場所が少なくなってます。今回も区の政策でたばこが吸える場所を制限するので、区の責任として公共の場に喫煙所を十分に設置してください。亀戸駅東口には飲食店以外吸える場所が無いせいか公開空地や近隣公園に吸い殻が多く子を持つ身としても環境が良いとは言えません。ただ規制すると吸えなくなった人たちがその辺で吸ってしまうため分煙社会の実現にはならないと思います。 行政の政策により喫煙場所が制限されている、実情を踏まえたうえで喫煙所も整備して欲しいです。以上ご確認宜しくお願いします。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等の活用との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。

42	先ず、2022年の区立公園全面禁煙に対しパブリックコメント無しで実行し町にポイ捨てが増えた事、遺憾に思っております。 今回の素案についても、いきなり喫煙エリア拡大してしまうと、エリア外でたばこを吸うひとが必ず現れポイ捨ての増加や迷惑行為などの問題が発生すると思われます。 単に禁煙エリアを拡大するのではなく、区の責務において、然るべき場所に喫煙所を設置してから、ルール徹底を行うのがスムーズだと思います。 たばこを吸う方、吸われない方双方が我慢をする事のなく、気持ちよく暮らせる街づくりを希望します。	2020年からの区立公園全面禁煙にあたって、パブリックコメントは実施しておりませんが、「江東区たばこに関する基本方針（案）」について、区民の皆様のご意見を幅広く把握するため、令和3年2月から3月に実施をした区民アンケート調査において、約9割の方から「区立公園の禁煙化を評価する・ある程度評価する」との回答をいただいております。 民間事業者等との連携を図りながら、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 一部の喫煙者による心ないルール違反がなくなるという現状を踏まえ、受動喫煙防止の観点から規制拡大はやむを得ないものと考えており、喫煙場所の整備とどちらが先ということではなく、併せて取り組んでまいります。
43	他の区を事例にあげると、千代田区や中央区は喫煙所の数が多いと思います。千代田区や中央区は喫煙所を企業に作ってもらう制度があるとネット記事で見ました。他の区を参考にして、区内に十分な喫煙所が作ることができる制度が江東区にも必要だと思います。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等も活用と連携しつつ、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
44	たばこを吸う人も吸わない人も快適にとの事ですので、設置される喫煙所はすべてのたばこを吸えるようにして下さい。 昨今、海外の旅行者も多く、ヨーロッパの方は火をつけるたばこ、アメリカの方は電子タバコが多いと聞きます。田町駅など、最近では加熱式たばこしか利用できない喫煙所を目にしますが、ただでさえ吸える場所が無いのに、吸うものまで規定するのはいかがかなと思います。規定するとそれ以外の喫煙者が溢れているのを多々見ます。	区設置の公衆喫煙所につきましては、従前どおり喫煙可能なたばこについて限定はしない予定です。
45	受動喫煙被害の救済策として、肺がん検診を拡充、充実させてほしい。一部の自治体では低線量胸部CT検査も実施されています。低線量胸部CT検査のメリットとしては胸部X線検査では見つかりにくい淡い陰影の病変も確認できる。肺内部で細かく枝分かれする気管支や血管も鮮明にみることができる。心臓や横隔膜との重なり病変を発見できる。リンパ節の腫れなどがないかも確認できる。早期肺がんの発見につながる。といったことが挙げられます。レントゲンだけの肺がん検診では早期肺がん発見は事実上困難です。受動喫煙被害に苦しめられてきた江東区民の救済策として、肺がん検診の拡充をお願いします。自治体の実施する肺がん検診においても、低線量肺がんCT検診を実施するところが徐々に増えております。一方、健康な住民のみならずみなさまへの検診サービスですので、通常の一般医療における診断用CT検査と同等の被ばく線量による検査は許容できるものではありません。『低線量』（低被ばく）は肺がんCT検診の大前提となります。低線量とは、通常診断用CT検査の1/10程度をいいます。例えば、神奈川県海老名市では、CT（コンピュータ断層撮影）による肺がんの個別検診を実施しています。肺がんは、日本人のがん死亡の第1位で、死亡率も高く、早期発見、早期治療が唯一の対策となっています。しかし、日本で行われている肺がん検診は、胸部エックス線が多く、早期がんの発見には限界があります。CTによる肺がん検診は、費用の点からまだ普及していませんが、早期発見には優れた方法です。低線量肺がんCT検診では、従来の胸部X線検診による写真と比べ、より小さく、より早い時期の肺がんを発見できます。その発見率は約10倍高まるとも言われています。低線量肺がんCT検診の実施で、受動喫煙を受けた江東区民を救済してほしい。	江東区のがん検診は、国の指針に基づいて行っており、検診の実施により、がんの早期発見・早期治療につなげることで、死亡率を下げる効果が科学的に証明されていると国が認めたものを主に対象としております。現在、肺がん検診は胸部エックス線検査と、重喫煙者（50歳以上で一日の喫煙本数×喫煙年数が600以上）に対する喀痰検査が推奨されており、低線量CT検査は指針に導入されておりません。ですが、国立がん研究センターの「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン2025年版」において、重喫煙者に対する検診として低線量CT検査が推奨されることとなり、今後国において、指針の導入に向けての検討がなされる方向です。江東区としましては、引き続き国の動向に注視し、国の指針に基づいた検診を行うよう検討してまいります。
46	喫煙所を新設・整備される際には、駅の利用者数に見合った適切な数や広さでの設計をお願いいたします。現在、乗降客数の多い駅にもかかわらず、喫煙所が設置されていなかったり、場所が分かりづらかったり、設置されていても狭すぎて利用しづらいケースが見受けられます。 私自身喫煙者ではありますが、体に煙の臭いがつかないよう日頃から配慮しています。そのため、喫煙所の設計が不十分であることで、利用者が密集し、衣服や髪に臭いが強く付いてしまう状況は非常に困ります。喫煙者だからといって狭い空間に押し込めるような設計ではなく、適切な環境でマナーを守って喫煙できるスペースの整備を強く希望します。	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 広い喫煙所の新設は、用地の確保という点で難しい状況もありますが、民間事業者等の活用との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備を進めてまいります。また、整備の際には所定の排気性能を備えたものとする予定です。

47	喫煙できないエリアを拡大していくのであれば、当然ながら並行して全駅の徒歩圏内に喫煙可能な場所を設けていただけると信じております。喫煙できる場所が駅周辺にできればたばこを吸わない人たちへの配慮も十分にできると考えます。 私は豊洲駅を利用していますが、駅付近に公衆喫煙所がなく、ららぽーと豊洲などの商業施設や駅近隣ビルの喫煙所を利用していますが、この状況は非常に不便です。駅周辺に公衆喫煙所が整備されることでポイ捨てなどの喫煙マナー改善にも繋がるのではないかと考えていますので、ご検討お願いします。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等との活用の連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
48	歩きたばこ、自転車たばこ、見え辛い一角でたばこを固まって吸っている人など見かけます。区民、在勤者、外国の観光客となたが多いのかわかりませんが、しっかり区が喫煙所を作ることで解決することがあると思います。 他の区では、喫煙所が利用者であふれ、ただのパーティション的な喫煙所で少し離れた所でも臭いがする状況もあるので、喫煙所を作る際は利用者数に合わせた大きさや一切外にタバコ煙が出ない仕組みにするべきです。辰巳駅前の喫煙所も駅前に臭いが漂っており、あの場所であれば、もっと密閉された空間にしてほしいです。また喫煙所内に禁煙を促す情報発信なども行ってください。同時に、喫煙者がいる会社は建物内か自社内に喫煙所を作るよう区からの要請、指導もできるようにすべき。	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 既設公衆喫煙所の改修につきましても閉鎖型を前提に検討を進めてまいります。 広く受動喫煙による健康影響に関する啓発を行っておりますが、啓発場所については検討してまいります。各事業者から喫煙室の設置についてご相談いただいた際には健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の規定する基準を遵守するよう指導・助言するとともに、事業者支援として、希望する事業者には専門のアドバイザー派遣を行う事業を実施しています。
49	海外では屋外での喫煙は自由な国が多いため、悪気なく外で喫煙してしまう方も多いと思います。観光客にもわかりやすい駅周辺に喫煙所を作って、喫煙所で吸ってもらえる案内をしてほしいです。	観光客等外国人への周知は、多言語対応の表示や啓発物を活用して今後も取り組んでまいります。
50	私はたばこを吸いませんが、たばこのポイ捨ての多いところをたまに見つけます。 地域の景色や街の清潔さを保つためにも、喫煙所の設置をお願いしたいです。たばこを吸う人も喫煙所があればしっかりルールを守ってもらえると思います。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等との活用との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
51	駅を中心に禁煙地区が広がるということですが、地区外にあるたばこ店やコンビニの灰皿の撤去はやめてください。灰皿の撤去は路地で隠れて吸う方が増えるだけだと思うので。喫煙所の設置場所について具体的な計画場所の記載がありませんでしたが、まずは禁煙地区内につくってください。また、煙が漏れづらい喫煙所としていただけると助かります。	私有地内の灰皿につきましては、区による強制的な撤去等の対応はできません。 区新設の公衆喫煙所につきましては、禁煙重点地区の指定がある駅周辺を念頭に適地選定に取り組んでまいります。
52	都心エリアはタバコを吸える場所やルールが厳しく、江東区がそういったエリアも参考にしていると思うが、江東区では江東区に合わせた形を検討すべき。江東区は下町文化も残っており、都心部のようなルールが必要なのか疑問。江東区の実態に即して、区民の声を聞きながら進めて欲しい。区の戦略で禁止するなら、代わりに喫煙者には吸える場所を提供する必要がある。最近は公園や幼稚園に対してもクレームや通報がされる世の中。喫煙所も同様にクレームがあるでしょう。それでも本筋から逸れずクレームに負けないでください。大半の区民は喫煙所設置に賛成だと思います。	望まない受動喫煙をなくすことを目指し、各地域の現況等を考慮して対策を進めてまいります。 民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
53	1 概ね賛成です。 2 江東区内の鉄道駅全駅に禁煙重点地区が必要と考えます。 (りんかい線東雲駅⇄佐川急便東京営業所間の歩道で誰かが路上喫煙(歩きたばこか立ち止まり喫煙かは不明)しているとのことで、職場から従業員各位に注意喚起があったため) 3 将来的に千代田区レベルで「江東区内の全域が路上禁煙地区」になるものと想定します。 4 過料についても、千代田区と同様、職員証を携帯している区の職員が告知し、現場で現金払いさせるか納付書でコンビニなどで決済させるかになると想定します。(金額は2千円～1万円) 5 規制対象のたばこの範囲を明確にするのがよいと考えます。(紙巻きたばこのほか、加熱式たばこ、葉巻、電子たばこを含み、これらに限られないことを想定します。)	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 規制対象のたばこの範囲につきましては、検討のうえ明確にしてまいります。

54	江東区在住の喫煙者です。禁煙エリアが広がる前に、すべての駅で喫煙所設置は終わる予定でしょうか。 また区内で設置予定の喫煙所を、どこに/いつ頃/いくつ増やす予定なのか教えて頂きたいです。	禁煙重点地区の拡大と喫煙場所の整備は、どちらが先ということではなく、併せて進めていくべきものと考えております。 区新設の公衆喫煙所につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、禁煙重点地区の指定がある駅周辺を念頭に適地選定に取り組んでまいります。用地確保や地域との調整などが必要なことから、現時点において時期や箇所数の設定は難しい状況です。なお、喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
55	街のゴミ拾いを定期的に行っています。その際にたばこの吸殻が集中して落ちているエリア（豊洲の駅前等）があり、喫煙所を作るならばゴミが集中している場所に作るのが良いと思います。	区新設の公衆喫煙所につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、禁煙重点地区の指定がある駅周辺を念頭に適地選定に取り組んでまいります
56	私は喫煙者です。 喫煙所が少ないことを常日頃課題に感じております。 江東区にはたばこ税がたくさん納税されていると思いますが、たばこ税の使用方法として喫煙所を作ることに使えないのでしょうか？ たばこ税で喫煙所をつくるのであれば、たばこを吸わない区民も納得すると思います。 実際、たばこ税は何に使われているのか疑問なので、明確にいただきたいとも思っています。 駅前など、歩きたばこをしている人がたまにいますが、たばこを吸える場所が少ないのも原因の一つだと思います。 観光客も多く見かけられるようになっており、たばこを吸える場所がしっかりあることが外から来た人にマナーを守って貰うためには必要だと思います。 せっかくたばこ税があるので、そのお金を使って喫煙所を用意していただくことは、区民が安心して生活できることに繋がると強く思います。 是非、たばこ税は明確かつ有効にご使用願います。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等の活用との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 たばこ税につきましては、地方税法上用途を限定されない普通税となっており、用途が限定される目的税とは異なり、一般財源として区の様々な事業の経費に充てられています。 屋外分煙施設等を本区で整備することになった場合には、その整備費用の一部として活用されていくものと認識しております。
57	喫煙所が少ないことで公園や道で喫煙をしている人を見かけます。喫煙所が少ないことが原因の一つと考えます。 特に豊洲エリアは外国人観光客も多く、駅周辺に喫煙所がありません。誰もが使いやすい喫煙所の整備を期待します。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
58	以前に比べてたばこの煙を気にする場面がだいぶ少なくなったように感じる。今のように、喫煙場所の確保につとめるようにしてもらえると非喫煙者にとっても助かります。	喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。

59	私が言いたいのは、「タバコを吸うのは個人の自由だ」とは完全には言えないということだ。 ・喫煙所を設置するなら、煙が外に漏れないようにしてほしい。 ・罰金を科するなら、本当に罰金を徴収するスタッフをあちこちに配置してほしい。 ・歩きタバコはダメだけど、「立ち止まりタバコ」はOK、をやめてほしい。 ・区民の健康を願う一環として、禁煙を後押しする法令や施策をしてほしい。 ・タクシーについて、ドライバーが非喫煙者であることがわかるステッカーを貼ってほしい。 ・タバコを吸ってすぐに電車やバスに乗ることを禁じてほしい。 ・赤ちゃんを産もうという人を応援するなら、タバコを販売するお店の数を減らしてほしい。公園に隣接するコンビニでタバコを売のを禁じてほしい。 実際、禁じることは難しいのだろう。でも、結果として、公園や道で、歩道橋の下で喫煙する人がいなくなる方法を考えてほしい。 ・ルール違反で喫煙している人がいたら通報できる窓口を設置してほしい。 全体的に、もう一歩すすんで具体的に禁煙が広がるような案にしてほしい。	区設置の公衆喫煙所につきましては、新設・改修とともに閉鎖型とします。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 禁煙重点地区の範囲は、喫煙場所の整備と併せて進めるものと考えており、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 喫煙すること自体を禁じることやたばこ販売を禁じることはできませんが、受動喫煙防止の観点重視した施策推進に取り組んでまいります。 ニコチン依存症治療に保険が適用される区内の医療機関をまとめたリーフレットを作成・配布しています。また、禁煙を希望する区民への支援施策として、令和2年度より禁煙外来治療費の一部助成事業を実施しています。引き続き喫煙率の減少に取り組んでまいります。
60	最近喫煙者のマナーが良くなっているようで、吸い殻のポイ捨ても目立たなくなっているし、喫煙所以外の路上で喫煙している人も見かけなくなりました。ですが、江東区は公共的にたばこを吸える場所が他区と比べて圧倒的に少ないように感じます。たばこを吸う場所もなく十分な検証もないのに、罰則ありきになっているのが疑問です。	喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。一部の喫煙者による心ないルール違反がなくなるという現状を踏まえ、罰則の導入は、受動喫煙防止のため取り組むべきものと考えております。
61	喫煙所の設置によりたばこを吸う人へ喫煙所をしっかりと周知・案内し誘導することで、たばこの煙やにおいを迷惑としている人々とのトラブルを未然に防ぐことができます。そのためには、喫煙所を作る場所や喫煙所の大きさについてしっかりと検討し取り組んでいただきたいと思います。	喫煙可能な場所の周知に取り組んでまいります。 公衆喫煙所等整備の際は、場所や大きさを十分に検討してまいります。
62	法律で喫煙が認められている以上、依存症の者はいつまでも止めない。歩きたばこはだめだけれど、留まり（路上）たばこはいいなどと言っている以上、いつまでも吸わない方が損することになる。区役所などのベンチや交番前のガードレールにすわって吸う者もいる。区役所近くの飲食店でも、堂々と閉鎖型の喫煙所などないのに吸わされているところもある。保健所もだらしがなく、少しも取りしまらない。まあ、江東区には議員用の喫煙所などというもののまであるそうだから、何を言うも絵に描いたもちにすぎない。「罰則」なんて言たって、わずかな罰金を取るくらいでは、依存症の人は止めはしない、カッコだけ、やりますというのはやめてほしい。	禁煙重点地区の規制拡大や罰則の導入を順次実施し、取り締まり方法の検討も進めてまいります。 ニコチン依存症治療に保険が適用される区内の医療機関をまとめたリーフレットを作成・配布しています。また、禁煙を希望する区民への支援施策として、令和2年度より禁煙外来治療費の一部助成事業を実施しています。引き続き喫煙率の減少に取り組んでまいります。 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の周知・啓発を引き続き継続してまいります。 議会棟は健康増進法に定める第二種の施設に分類され、屋内に完全に分煙化された喫煙専用室を設けることができることとなっております。本区議会棟内の喫煙室については、健康増進法の改正に伴って令和元年6月の議会運営委員会で協議した結果、存続することが決定されており、同年8月には排気能力の高い換気扇に取付け・取替え工事を行い、現在に至っております。

江東区たばこに関する基本方針（案）

策定 令和3年6月15日

改訂 令和7年 月 日

1 策定の経緯

たばこの使用及びたばこの煙にさらされることは、健康・社会・環境や経済に影響を及ぼしています。この影響から将来の世代を保護することを目的とした「たばこの規制に関する世界保健機関枠組（わくぐみ）条約」は、182か国が締結し、我が国も平成16年に署名し、平成17年2月より効力が発生しています。

令和2年4月1日に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、望まない受動喫煙をなくす社会的合意が醸成されつつあります。一方、他人に迷惑をかけない範囲で、個人の嗜好品として喫煙する自由は存在しています。

本区においては、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てによる条例違反に加え、配慮義務のある路上喫煙についても、受動喫煙による健康影響を心配する声や、子どもを保護すべきとする意見が寄せられています。区は、こうした意見や要望に対して、これまでの環境美化の観点だけでなく、受動喫煙への配慮についても、歩行喫煙等の禁止のパトロールによる注意指導や区民の皆様の意識啓発に重点を置いた様々な活動に取り組んできました。また、喫煙による健康影響の観点から、啓発物の配布や資料の展示などの活動を続けています。

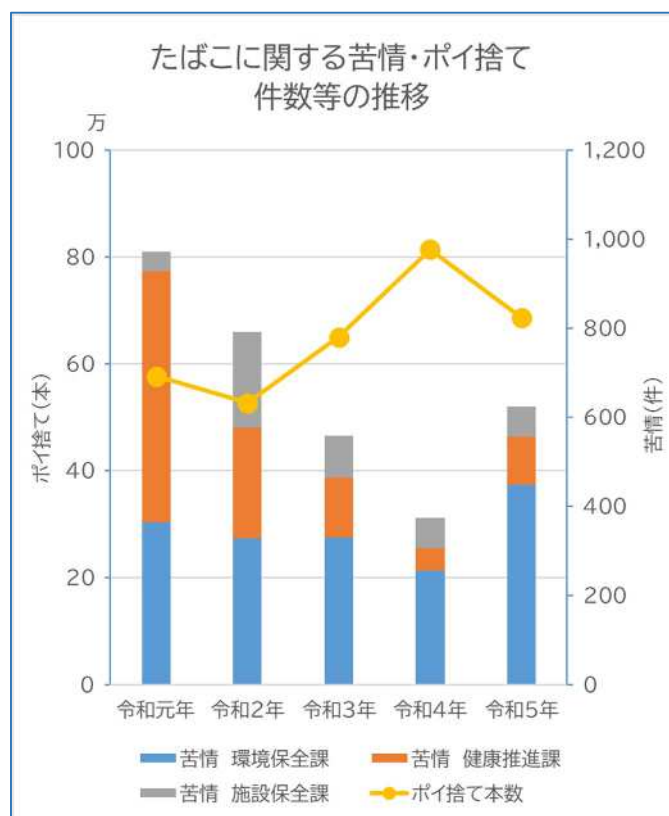
しかし、たばこを取り巻く課題は解決には至っておりません。

江東区たばこに関する基本方針では、こうした現状を見据え、区のたばこに関する考え方を令和3年にまとめました。

その後、前述の改正健康増進法により屋内原則禁煙となったこと、更にはコロナ禍の自粛から社会経済活動が回復したことに伴い、屋外での喫煙が増加したと考えられることから、たばこに関する苦情・相談等は増加傾向にあります。そのため、江東区長期計画（後期）の施策を推進するにあたり、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙の防止に向けた具体的な取り組みが必要と

考え、この度、江東区たばこに関する基本方針を改訂します。

主な法令等の動き	
H12	健康日本 21 開始
H14	健康増進法制定
	※ 受動喫煙防止は努力義務
	(H17 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)効力発生)
	(H19 FCTC ガイドライン採択)
H21	江東区歩行喫煙等の防止に関する条例制定
H29	東京都子どもを受動喫煙から守る条例制定
H30	東京都受動喫煙防止条例制定
H31	健康増進法改正 (R2 全面施行)
	※ 屋内原則禁煙
R3	江東区たばこに関する基本方針策定
R4	区立公園全面禁煙化



2 たばこに関する考え方 ～徹底した分煙社会の実現を目指して～

たばこの規制に関する世界保健機関枠組（わくぐみ）条約は「脱たばこ社会」を目指していますが、その道筋は容易ではありません。一方で、ルールやマナーを守って喫煙することは、個人の自由であり侵害すべきではありません。

区が、こうした中で大切に考えることは、今、生活する区民の皆様が快適に暮らすために、喫煙者は歩きたばこを止め、ポイ捨てをしないことです。また、受動喫煙にならない配慮をするには、人に迷惑をかけないという当たり前のことをしっかり守ることです。それが、今必要な「分煙」社会であると考えます。

区は、たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく暮らせるよう分煙社会の徹底を目指します。そのために、たばこを吸わない人の目線で、喫煙問題の解決に取り組んでまいります。

3 基本的な対策

分煙社会の徹底を目指すには、たばこに関する規程等の整備のほか、喫煙者に対する健康増進の施策や、屋外の受動喫煙防止対策、まちをきれいにする環境美化の取り組みなど、たばこに関する施策を同時かつ並行して進める必要があります。

そこで、基本的な対策として5つの取り組みを掲げ、区が行う各施策に反映していきます。

- (1) 区の基本的姿勢として規程等を整備し、禁煙重点地区の拡大の実施や罰則導入を行っていきます。
- (2) 受動喫煙防止対策として、必要に応じた喫煙場所の整備について検討します。
- (3) 健康への悪影響を未然に防止するため、受動喫煙をなくす取り組みを進めます。
- (4) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発等に努めます。
- (5) たばこに関するご意見やご要望について、関係者への働きかけを行うなど丁寧な対応を行います。

4 具体的な取り組み

(1) 区の基本的姿勢として規程等を整備

ア 禁煙重点地区の拡大

現在の禁煙重点地区は、混雑時の駅出入口周辺等に限定しています。一方で、駅を基点とする幹線道路沿いの歩道は、立ち止まっただけの路上喫煙が可能であっても、受動喫煙の意識の高まりから、現実には喫煙が困難になっています。まちをきれいに維持すること、たばこを吸わない人を受動喫煙から守ること、そして、喫煙者が受動喫煙の可能性が高い場所であることを理解できるよう、禁煙重点地区の規制を拡大します。令和7年度からは、地区の指定時間を24時間化、令和8年度からは、人通りの多い駅周辺の公道まで規制エリアの拡大を順次実施します。

イ 条例改正による罰則の導入

区立児童遊園や区立公園が、それぞれ条例改正により罰則を伴う全面禁煙となっている中、喫煙ルール・マナーの啓発や歩行喫煙等禁止パトロールによる巡回指導を行っていますが、吸い殻のポイ捨て防止や受動喫煙への配慮義務については、区内で徹底されていない状況です。たばこに対する区の考え方をしっかりと区民や地域に伝えるため、まずは、上記アの禁煙重点地区の24時間化や規制エリア拡大後の状況を検証するとともに区民アンケートも活用し、禁止行為の明文化、罰則規定の導入など規制内容の検討・周知を行います。その後、令和9年度の実施に向けて、江東区歩行喫煙等の防止に関する条例を改正します。

(2) 受動喫煙防止対策としての喫煙場所の整備

ア 喫煙場所整備の検討基準

喫煙者が他人に迷惑をかけないように配慮された喫煙場所を探すことは、たばこを吸う上でのルールです。しかし、現実には、心ないルール違反、マナー違反はなくなっています。

たばこを吸わない人を受動喫煙から守るため、区は様々な取り組みを行い、更に必要な場合には、次の基準に基づき喫煙場所の整備を検討します。

- ・禁煙重点地区内もしくは禁煙重点地区に隣接する場所であること。

- ・喫煙場所を設置することにより、受動喫煙や違反行為等の減少が顕著に見込まれること。

上記のいずれかまたは両方を満たした場合に、両方を満たした場合を最優先に、具体的な設置場所の検討に着手します。

喫煙場所設置の際には、周辺地域の理解を得ながら進めていきます。恒常的な設置が困難な場合には、一時的な仮設での設置も含め検討していきます。

イ 喫煙場所のありかた

① 整備方針

- ・原則として、たばこの煙が外部に漏れない閉鎖型喫煙所を屋外に設置します。
- ・現在ある屋外の衝立型喫煙所は、順次、閉鎖型喫煙所に変更していきます。
- ・周囲に受動喫煙の被害が及ばない場合は、衝立型喫煙所の設置・維持も可能とします。
- ・法令上の規制内容と技術的基準等を満たせば、屋内設置も可能とします。

<参考>健康増進法上の施設の類型

類型	対象施設	規制内容
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など	屋内完全禁煙 屋外原則禁煙（特定屋外喫煙場所のみ喫煙可能）
第二種施設	第一種施設・喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設	屋内原則禁煙（喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室等のみ喫煙可能） 屋外は規制対象外
喫煙目的施設	喫煙場所の提供を主な目的とする施設	屋内喫煙可能（喫煙目的室のみ） 屋外は規制対象外

② 設置の考え方

- ・原則、区有地に設置
- ・民間事業者との連携（「公衆喫煙所」の指定、「協力店等」の登録）

- ・民間事業者等への新規喫煙場所の設置支援

ウ 区が設置する公衆喫煙所の設置方針

ポイ捨ての抑制と望まない受動喫煙の被害防止のため、「公衆喫煙所」を整備します。

① 「公衆喫煙所」の定義

- ・区が設置又は指定し、不特定多数の喫煙者が利用できる屋内・外の喫煙場所
- ・なお、既設の区施設内喫煙場所については、施設利用者向けとして、基本的に公衆喫煙所の対象としません。

② 基本的事項

- ・原則として、区有地を活用し、閉鎖型喫煙所を整備します。
- ・次の施設は、特に受動喫煙への配慮が必要なため、原則として施設の敷地及び建物に公衆喫煙所は設置しません。

学校、子育て関連施設
幼稚園、小・中学校、義務教育学校、保育園等保育施設、
子ども家庭支援センター、児童館等
医療関連施設
健康センター、保健所、保健相談所
児童遊園、区立公園（区設置の喫煙所は除く）

③ 設置場所の考え方

- ・苦情・要望やポイ捨てが多く、人の流れが多い地域を中心に、喫煙所の整備を検討します。この地域以外でも、設置の必要性や受動喫煙防止等の効果が見込める場合は検討します。

④ 必要に応じた設置

- ・区施設内は原則禁煙とします。ただし、必要に応じて、施設やその敷地内での設置を併せて検討します。
- ・区施設の増改築等を契機として、区による喫煙所設置の必要性を検討します。
- ・区有地における喫煙所の新規設置については、受動喫煙防止対策を進めるため場所の選定や地域との調整を行うなど、継続的に取り組み

ます。

- ・区が設置した既存の衝立型喫煙所については、閉鎖型喫煙所への順次移行に向けて整備環境を整えるため、速やかに各種手続きの準備に着手します。

エ 民間事業者との連携方針

区の直接整備による対策とあわせ、以下のように民間事業者との連携を進めます。

① 「公衆喫煙所」の指定

民間の喫煙場所について、令和7年度から公費により維持管理費等を助成し、区の公衆喫煙所に準じて、誰でも利用可能な「指定公衆喫煙所」として広く活用します。

② 「協力店等」の登録

受動喫煙が発生しない喫煙場所のある飲食店等について、令和7年度から「協力店等」として募集し登録の上、広く周知します。

③ 民間事業者等による喫煙場所整備への支援

民間事業者による公衆喫煙所の新規設置費用等の助成や事業所内喫煙場所の設置維持助成等についても今後の実施に向けて速やかに制度設計等に着手します。

④ 商業ビル等を計画する事業者等への要請

一定の規模を有する商業・業務ビル等を計画する事業者等に対し喫煙場所の設置を要請します。

オ 喫煙場所の周知・誘導

区設置の喫煙所や指定公衆喫煙所、協力店等、広く一般に利用可能な喫煙場所を掲載した（仮称）江東区喫煙場所MAPを作成・充実させ、紙媒体のほか区HPやSNS等を活用し、より広く情報を発信していくことで利用促進を図ります。

(3) 受動喫煙をなくすための健康に関する啓発・支援の取り組み

ア 受動喫煙防止対策の普及啓発事業

世界禁煙週間、区内イベント・区事業の実施時等に、たばこによる健康への影響等の資料展示、配布を行い、広く啓発を行います。

イ 禁煙、卒煙の支援

ニコチン依存症治療に保険が適用される区内医療機関をまとめたリーフレットを作成し、配布するとともに、禁煙外来治療費・薬剤費の本人負担を一部助成することで、禁煙に取り組もうとする区民の増加と喫煙率の低減を目指します。

ウ 受動喫煙防止対策の事業者支援事業

健康増進法や東京都受動喫煙防止条例についての電話相談窓口を設置し普及啓発を行います。特に、受動喫煙が多いとされてきた飲食店における普及啓発については、巡回指導を行うなど効果的に実施します。

また、事業者の希望により労働衛生コンサルタント等の専門家が喫煙室の設置等について訪問、助言するアドバイザー派遣制度を実施します。

(4) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発等

ア 美化啓発キャンペーン等の実施

「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という区民の皆様の、魅力あるまちを創る意識を行動に移すことが、歩きたばこやポイ捨て等を行う人たちの意識を変える最も根本的・効果的な取り組みになります。

美化啓発キャンペーン、アダプトプログラムの支援、ポスターコンクールに入選した小中学生の作品展示等、意識啓発活動を区民の皆様とともに実施します。

イ 路面標示シート、駅前巡回等

喫煙者が守るべきルール・マナーの向上に向け、環境美化の視点においても、路面標示シートの設置、パトロール指導員による駅前巡回等、注意喚起や指導を行います。

(5) 丁寧な個別対応の取り組み

受動喫煙や歩きたばこ、ポイ捨てなどの被害に関する区民等の皆様からのご意見やご要望は、特定の場所に集中する傾向があります。こうした場所での違反等をなくす取り組みとして、可能な限り現地調査を行い、関係者へ働きかけ、改善を求めるなど丁寧な対応に努めます。

5 たばこに関する主な区の組織

項目	詳細	所管部署
受動喫煙による健康影響について	・事業者指導、禁煙外来支援、屋内の受動喫煙対策 ・受動喫煙防止対策相談窓口 (飲食店、商業施設、事業所等多くの人が利用する施設における受動喫煙対策の疑問点や各施設における必要な対応についてお答えする区の相談窓口)	健康部 健康推進課
禁煙重点地区、喫煙場所の設置・管理、喫煙マナー向上の啓発	・屋外の歩きたばこ、ポイ捨て対策の取り組み、受動喫煙防止の要望等 ・喫煙場所は、公園内、駅前の道路上等、区が設置・指定したもの	環境清掃部 環境保全課
公共施設での受動喫煙防止、歩きたばこ、ポイ捨て対策	[公園等] ・公園、児童遊園及び隣接する道路	土木部 河川公園課 土木部 施設保全課
	[建物・敷地] ・江東区役所本庁舎	総務部 総務課 総務部 経理課
	・その他の施設	各施設の管理者

禁煙重点地区の終日禁煙化について

禁煙重点地区は、区内駅周辺の全 10 地区において時間帯を限定し、指定しているが、終日禁煙とすることで、路上喫煙による受動喫煙被害の更なる防止を図る。

1 禁煙重点地区の範囲

名称	範囲
森下駅周辺禁煙重点地区	都営地下鉄新宿線森下駅及び都営地下鉄大江戸線森下駅の出入口から概ね 10 メートル
清澄白河駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ半蔵門線清澄白河駅及び都営地下鉄大江戸線清澄白河駅の出入口から概ね 10 メートル
門前仲町駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ東西線門前仲町駅及び都営地下鉄大江戸線門前仲町駅の出入口周辺
豊洲駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ有楽町線豊洲駅の出入口周辺
住吉駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ半蔵門線住吉駅及び都営地下鉄新宿線住吉駅の出入口から概ね 10 メートル
木場駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ東西線木場駅の出入口から概ね 10 メートル
東陽町駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ東西線東陽町駅の出入口周辺
亀戸駅周辺禁煙重点地区	J R 総武線亀戸駅及び東武亀戸線亀戸駅の出入口周辺
南砂町駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ東西線南砂町駅の出入口周辺
新木場駅周辺禁煙重点地区	J R 京葉線新木場駅、東京メトロ有楽町線新木場駅及び東京臨海高速鉄道新木場駅の出入口から概ね 10 メートル以内

2 禁煙重点地区の路上喫煙禁止時間帯

(1) 現在

午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後7時まで

(2) 変更後

なし（終日路上喫煙禁止）

(3) 変更日（告示日）

令和7年10月1日

3 周知方法

令和7年7月1日以降、区報（令和7年7月11日号）・区ホームページへの掲載等を行い、告示日までの3か月間で周知を図る。

4 禁煙重点地区に係る今後の予定

令和8年度～ 各地区の範囲を順次拡大

指定公衆喫煙所維持管理助成について

民間の喫煙場所における維持管理費を公費により助成し、区の公衆喫煙所に準じて、誰でも利用可能な「指定公衆喫煙所」として広く活用することで、受動喫煙防止のために必要な喫煙場所の確保を進める。

1 助成対象

屋内型、屋外コンテナ型又は屋外トレーラー型で、所定の要件を満たす公衆喫煙所。

2 助成対象経費等

助成対象経費		助成率	上限額	期間
維持管理 経費	設備及び備品の保守に要する経費、電気代、火災保険料、清掃及びごみの処理に要する経費、風速等環境測定に係る経費、その他区長が指定公衆喫煙所の維持管理に必要と認める経費	10分の10	各年度60万円	助成開始日の属する月から令和10年3月まで

※ 各年度の助成期間が1年間に満たない場合は、5万円に当該年度の助成期間の月数を乗じた金額を上限とする。

※ 経費の内訳が明確でない場合は、賃貸契約書等に基づき、公衆喫煙所が占める面積で按分した額とする。

3 令和7年度予算

指定公衆喫煙所維持管理費助成金

600万円（5万円×12か月×10か所）

4 助成開始日

令和7年7月1日（助成金交付要綱制定日）

5 周知方法

令和7年7月1日以降、区報（7月11日号）・区ホームページへの掲載等で周知を図るとともに、受動喫煙が発生しない喫煙場所を持つ区内事業者へ情報提供を積極的に行い、制度利用を促していく。

6 その他

(1) 喫煙場所協力店等登録制度の開始

上記助成による「指定公衆喫煙所」のほか、屋内喫煙場所を併設する飲食店等を「喫煙場所協力店等」として募集し、広く周知していく。（制度実施要綱制定日：令和7年7月1日）

(2) 民間事業者による公衆喫煙所新設整備への助成

制度設計に着手予定。